

## 大分県消費生活審議会公募委員募集要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和53年大分県条例32号）第44条に基づき設置する大分県消費生活審議会（以下「審議会」という。）において、幅広く県民から意見を聴くために委員を公募するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (応募資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。ただし、国、地方公共団体の議員又は常勤職員になっている者は除く。

- (1) 県内に居住する満18歳（令和8年4月1日現在）以上の者
- (2) 本県の消費生活に関する事項に関心を有し、建設的な提言ができる者
- (3) 任期中の平日昼間に大分市内で開催する審議会への出席が可能な者（年2回程度）

### (募集人数)

第3条 公募による委員（以下「公募委員」という。）は2人とする。

### (公募委員の任期)

第4条 公募委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (応募方法)

第5条 公募委員に応募しようとする者は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 大分県消費生活審議会公募委員応募申込書
  - (2) 消費生活・消費者問題に関する小論文（様式は任意、800字程度）
- 2 前項の提出書類については、返却しないものとする。

### (募集期間)

第6条 募集期間は、令和8年3月2日から3月27日とする。

### (公募委員の選考)

第7条 公募委員の選考は、別に定める公募委員選考要領に基づき書類審査及び面接審査をもっておこなう。なお、面接に係る旅費は、県の規定に基づき支給する。

### (選考結果の通知)

第8条 選考結果は、応募者本人に対し通知するものとする。

### (その他)

第9条 公募委員に関するその他の事項は、次のとおりとする。

- (1) 委員の任期は、令和8年6月1日から令和10年5月31日までの2年間と

する。

- (2) 審議会への出席に係る報酬及び旅費は、県の規定に基づき支給する。
- (3) 委員に選任された場合は、氏名及び職業を県のホームページ等で公表する。
- (4) 応募により取得した個人情報は、委員の選考以外の目的に利用しない。

#### 附 則

この要領は、令和8年2月27日から適用する。